

二十二 第 68 条の 32 (事業所内託児施設等の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 32 (事業所内託児施設等の割増償却) 関係</p> <p>(遊戯具その他の器具及び備品の同時取得等の意義)</p> <p>68 の 32 - 1 措置法第 68 条の 32 第 1 項において託児施設と同時に取得又は製作 <u>をすることを条件として事業所内託児施設等に該当することとされている遊戯 具その他の器具及び備品には、その託児施設の設置に当たり、当初から取得又 は製作をすることが予定されていたもので、当該託児施設の取得等の前後相当 期間内に取得又は製作をする遊戯具その他の器具及び備品が含まれるものとす る。</u></p> <p>(中小事業主であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 32 - 2 措置法第 68 条の 32 第 1 項に規定する償却限度額の計算に当たり、 <u>連結法人が同項に規定する中小事業主に該当する連結法人であるかどうかは、 同項に規定する適用連結事業年度終了の日における現況によって判定するもの とする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

二十三 第 68 条の 34 (優良賃貸住宅の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 34 (優良賃貸住宅の割増償却) 関係</p> <p>(各独立部分の範囲)</p> <p>68 の 34 - 2 措置法令第 39 条の 63 第 1 項及び第 2 項.....</p>	<p>第 68 条の 34 (優良賃貸住宅等の割増償却等) 関係</p> <p>(各独立部分の範囲)</p> <p>68 の 34 - 2 措置法令第 39 条の 63 第 1 項から第 5 項まで.....</p>

.....
(注)

(中心市街地優良賃貸住宅等の範囲)

68 の 34 - 3
.....中心市街地優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅.....
.....

(中心市街地優良賃貸住宅等の各独立部分の数が 10 以上であるかどうかの判定
の時期等)

68 の 34 - 8
.....

(注) 同条第 3 項の高齢者向け優良賃貸住宅.....

(床面積の意義)

68 の 34 - 10 措置法令第 39 条の 63 第 1 項及び第 2 項.....

(廃 止)

.....
(注)

(中心市街地優良賃貸住宅等の範囲)

68 の 34 - 3
.....中心市街地優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅又は改良優
良賃貸住宅（措置法第 68 条の 34 第 5 項に規定する改良優良賃貸住宅をいう。
以下同じ。）.....

(中心市街地優良賃貸住宅等の各独立部分の数が 10 以上であるかどうかの判定
の時期等)

68 の 34 - 8
.....

(注) 同条第 3 項又は第 5 項の賃貸住宅.....

(床面積の意義)

68 の 34 - 10 措置法令第 39 条の 63 第 1 項から第 5 項まで.....

(敷地の意義)

68 の 34 - 14 措置法令第 39 条の 63 第 4 項第 3 号に規定する共同住宅又は長屋の
敷地の面積が 300 平方メートル以上であるかどうかについては、当該共同住宅
又は長屋と一体として利用されている庭、通路等の敷地の面積は含めて判定す
るのであるが、連結法人が、改良工事とともに建築物の増築を行い、当該増築
部分に係る敷地の買い増し等をした場合には、当該買い増し部分の敷地の面積
は除いて判定することに留意する。

(注) 措置法第 68 条の 34 第 5 項の規定による特別償却の対象となる改良優良賃

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>貸住宅は、連結法人がその有する建築物の改良のために支出した資本的支出に係る部分に限られるから、建築物を増築した場合の当該増築部分は、同項の特別償却の対象とはならない。</u></p> <p><u>(特別償却の適用が受けられない部分がある場合の取得価額の区分)</u></p> <p><u>68 の 34 - 15 措置法令第 39 条の 63 第 4 項又は第 5 項に規定する共同住宅又は長屋のうちに、措置法第 68 条の 34 第 5 項の規定の適用のある部分とない部分とがある場合には、これらの部分に係る取得価額は床面積の比その他合理的な基準により区分するものとする。この場合、共同住宅の各独立部分に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分（以下 68 の 34 - 15 において「共用部分」という。）については、当該各独立部分の大部分が同項の規定の適用があり、かつ、当該共用部分を同項の規定の適用のある各独立部分に係る部分とその他の部分とに区分することが困難であるときは、当該共用部分の全部をその適用がある部分に該当するものとすることができる。</u></p>

二十四 旧第 68 条の 64 (農用地利用集積準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>第 7 章 連結法人である農業生産法人の課税の特例</u></p>
(廃 止)	<p><u>第 68 条の 64 (農用地利用集積準備金) 関係</u></p>
(廃 止)	<p><u>(農畜産物の範囲)</u></p> <p><u>68 の 64 - 1 措置法令第 39 条の 91 第 1 項第 1 号に規定する農畜産物（以下「農</u></p>

畜産物」という。)につき、次のことについてはそれぞれ次によることに留意する。

(1) 連結法人が、自ら農用地（措置法第 68 条の 64 第 1 項に規定する農用地をいう。以下同じ。）において成育又は成熟させた米、麦その他の穀物、馬鈴しょ、甘しょ、たばこ、野菜、花、種苗その他のほ場作物（飼料作物を含む。）又は果樹若しくは樹園の生産物及び農用地において成育又は成熟した飼料作物は、農畜産物に該当するが、当該連結法人が、農用地を直接利用しない水耕栽培等の方法により成育又は成熟させたものは農畜産物に該当しない。

(2) 連結法人が自ら農用地において成育又は成熟させた生物をその飼料の全部又は一部として、又は農用地に放牧させて成育又は成熟させた繭、蚕種、家畜（牛、馬（競走用馬を除く。）、めん羊及び山羊に限る。）若しくはその肉又は生乳は農畜産物に該当する。

（廃止）

（農畜産物の販売に係る収入金額の意義）

68 の 64 - 2 措置法令第 39 条の 91 第 1 項第 1 号に規定する農畜産物の販売に係る収入金額には、出荷のために最小限必要とされる簡易な加工を加えた農畜産物の販売に係る収入金額を含むものとする。

（廃止）

（農畜産物につき製造等をした物品の意義）

68 の 64 - 3 措置法令第 39 条の 91 第 1 項第 2 号に規定する「農畜産物の全部又は一部を原材料として製造又は加工した物品」は、農業として行われる農畜産物の製造又は加工に係る物品をいうのであるから、例えば、日本標準商品分類（総務省）の「中分類 72 農産加工食品」及び「中分類 73 畜産加工食品」のうち主として農畜産物を原材料として製造又は加工した物品の販売に係る収入金額が同号に規定する収入金額に含まれる。

(注) 当該連結法人が自ら経営する料理飲食店において供する農畜産物に係る

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>収入は同号に規定する収入金額に含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(適格合併により引継ぎを受けた農用地利用集積準備金の取崩し)</u></p> <p>68 の 64 - 4 <u>適格合併により引継ぎを受けた農用地利用集積準備金 (連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた農用地利用集積準備金を含む。以下同じ。) の措置法第 68 条の 64 第 2 項の規定による取崩しについては、68 の 43 - 8 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u></p> <p>68 の 64 - 5 <u>措置法第 68 条の 64 第 4 項の規定により同条第 1 項の規定の適用がない連結法人は、同項の規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結親法人及び合併以外の事由により連結事業年度終了の日に解散した連結子法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散 (合併による解散を除く。) の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人以外の連結法人は、同項の規定の適用を受けることができる。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)</u></p> <p>68 の 64 - 6 <u>農用地利用集積準備金の積立額に係る積立限度超過額については、68 の 44 - 2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>

二十五 第 68 条の 64 (農業経営基盤強化準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<u>第 7 章 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例</u>	(新 設)

第 68 条の 64 《農業経営基盤強化準備金》関係

(新 設)

(適格合併により引継ぎを受けた農業経営基盤強化準備金の取崩し)

(新 設)

68 の 64 - 1 適格合併により引継ぎを受けた農業経営基盤強化準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた農業経営基盤強化準備金を含む。以下同じ。)の措置法第 68 条の 64 第 2 項の規定による取崩しについては、68 の 43 - 8 の取扱いに準じて取り扱うものとする。

(解散の日を含む連結事業年度の意義)

(新 設)

68 の 64 - 2 措置法第 68 条の 64 第 4 項の規定により同条第 1 項の規定の適用がない連結法人は、同項の規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結親法人及び合併以外の事由により連結事業年度終了の日に解散した連結子法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人以外の連結法人は、同項の規定の適用を受けることができる。

(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)

(新 設)

68 の 64 - 3 農業経営基盤強化準備金の積立額の損金算入等については、68 の 44 - 2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。

二十六 旧第 68 条の 65 《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係

改	正	後	改	正	前
		(廃 止)			第 68 条の 65 《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前				
<p>(廃止)</p>	<p><u>(贈与による取得があったものとされる場合の適用除外)</u></p> <p>68 の 65 - 1 農用地 (措置法第 68 条の 64 第 1 項に規定する農用地をいう。以下同じ。)の贈与による取得は、措置法第 68 条の 65 第 1 項の規定により同条の取得に該当しないのであるが、次に掲げる場合は、次によることに留意する。</p> <p>(1) 農用地につき著しく低い価額で譲渡を受けた場合において、その譲受価額と譲受の時ににおける当該農用地の価額との差額に相当する金額について贈与を受けたものと認められるときは、同条の規定の適用に当たっては、当該譲受価額による取得があったものとする。</p> <p>(2) 農用地につき著しく高い価額で譲渡を受けた場合において、その譲受価額と譲受の時ににおける当該農用地の価額との差額に相当する金額の贈与をしたものと認められるときは、同条の規定の運用に当たっては、当該農用地の価額による取得があったものとする。</p>				
<p>(廃止)</p>	<p><u>(農業用の機械及び装置)</u></p> <p>68 の 65 - 2 農業用の減価償却資産が機械及び装置に該当するかどうかは個々の減価償却資産の属性に基づき判定するのであるが、措置法第 68 条の 65 の規定の適用上、耐用年数省令別表第七 (以下 68 の 65 - 2 において「別表第七」という。)に掲げる減価償却資産のうち次の表に掲げるものは機械及び装置に該当するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1149 2011 1340"> <thead> <tr> <th data-bbox="1227 1153 1630 1225">別表第七の種類</th> <th data-bbox="1630 1153 2004 1225">左のうち機械及び装置に該当するもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1227 1225 1630 1335"> 電 動 機 内燃機関、ボイラー及びポンプ ト ラ ク タ ー </td> <td data-bbox="1630 1225 2004 1335"> 全 部 </td> </tr> </tbody> </table>	別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの	電 動 機 内燃機関、ボイラー及びポンプ ト ラ ク タ ー	全 部
別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの				
電 動 機 内燃機関、ボイラー及びポンプ ト ラ ク タ ー	全 部				

耕うん整地用機具	動力により作動するもの及び トラクターに装着し又はけん 引させて作業をするもの
耕土造成改良用機具	
栽培管理用機具	
防除用機具	
穀類収穫調整用機具	
飼料作物収穫調整用機具	
果樹、野菜又は花き収穫調整用機具	
その他の農作物収穫調整用機具	動力により作動するもの
農産物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。)	
家畜飼養管理用機具	
養蚕用機具	
その他の機具	精米機及び精麦機

(廃止)

(特定農業用機械等の取得等の時期)

68の65-3 措置法第68条の65第1項に規定する農業用の機械その他の減価償却資産に係る圧縮記帳の規定は、措置法令第39条の92第2項に規定する有効期間内で利用権設定等農用地の合計面積の集積目標面積に対する割合が100分の20以上となっている期間内に、取得又は製作若しくは建設をして、当該連結親法人又はその連結子法人の農業の用に供した同項に規定する機械その他の減価償却資産に係る措置法令第37条の3第2項各号に掲げる減価償却資産について適用されるのであるから、当該連結事業年度末において当該割合が100分の20以上となっていることを要しないことに留意する。

(注) 農用地については、当該連結事業年度において取得したものについて措置法第68条の65第1項の規定が適用される。

(廃止)

(事業の判定)

68の65-4 連結法人の営む事業が措置法第68条の65第1項に規定する農業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準とし

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>て判定する。</u></p> <p><u>(貸付けの用に供されているものに該当しない機械及び装置の貸与)</u></p> <p>68 の 65 - 5 <u>連結法人がその有する機械その他の減価償却資産を他に貸し付けている場合には、当該機械その他の減価償却資産について措置法第 68 条の 65 第 1 項の規定の適用はないのであるが、例えば農業用の機械及び装置を他の者に貸与した場合において、当該農業用の機械及び装置が専ら当該連結法人のためにする農畜産物の生産の用に供されているなど連結法人自らが使用しているものと同様の事情にあると認められる場合には、その貸し付けている農業用の機械及び装置は、当該連結法人の農業の用に供したものと取り扱う。</u></p>
<p>(廃 止)</p>	<p><u>(利用権設定等農用地における機械及び装置等の意義)</u></p> <p>68 の 65 - 6 <u>連結法人が取得等をして農業の用に供する減価償却資産のうち措置法令第 39 条の 92 第 2 項に規定する機械その他の減価償却資産に係る措置法令第 37 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する機械及び装置又は同項第 2 号に規定する構築物並びに車両及び運搬具について措置法第 68 条の 65 第 1 項が適用されるのであるから、同項に規定する特定農用地利用規程の定めるところに従い同項に規定する利用権の設定等又は農作業の委託を受けた農用地以外の農用地において専ら農業の用に供するものは含まれないことに留意する。</u></p>
<p>(廃 止)</p>	<p><u>(減価償却資産を収容するための建物及びその附属設備の意義)</u></p> <p>68 の 65 - 7 <u>措置法令第 39 条の 92 第 2 項に規定する機械その他の減価償却資産に係る措置法令第 37 条の 3 第 2 項第 3 号に規定する「減価償却資産を収容するための建物及びその附属設備」とは、同項第 1 号又は第 2 号に掲げる減価償却資産を収容するための建物(以下「格納用建物」という。)及びその附属設備を</u></p>

<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>い</u>うのであるから、当該減価償却資産につき措置法第 68 条の 65 第 1 項の圧縮記帳の規定の適用を受けているかどうかを問わないことに留意する。</p> <p>(格納用とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p>68 の 65 - 8 一の格納用建物及びその附属設備が措置法令第 39 条の 92 第 2 項に規定する機械その他の減価償却資産に係る措置法令第 37 条の 3 第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる減価償却資産を収容するための用 (以下 68 の 65 - 8 において「格納用」という。) とその他の用に共用されている場合には、床面積の比等の合理的な基準によってその用途の異なるごとに区分し、格納用に供されている部分について、措置法第 68 条の 65 第 1 項の規定を適用するものとする。</p> <p>(注) <u>そ</u>の他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が格納用に供されているものとする<u>こ</u>ができる。</p> <p>(農用地等の圧縮限度額の計算)</p> <p>68 の 65 - 9 <u>措</u>置法第 68 条の 65 第 1 項に規定する農用地等が 2 以上ある場合において、同項に規定する圧縮限度額が<u>い</u>ずれの農用地又は特定農業用機械等からまず充てられたものとするかは、連結法人の計算によるものとする。</p> <p>(注) <u>農</u>用地等の取得価額が圧縮限度額を超える場合には、その超える部分に相当する金額につき当該連結事業年度後の連結事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度) に繰越しを<u>す</u>ることができないことに留意する。</p>
-------------------------------	--

二十七 第 68 条の 65 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 65 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(贈与による取得があったものとされる場合の適用除外)</u></p> <p>68 の 65 - 1 <u>措置法第 68 条の 65 第 1 項に規定する農用地（以下「農用地」という。）の贈与による取得は、同条の取得に該当しないのであるが、次に掲げる場合は、次によることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 農用地を著しく低い価額で譲り受けた場合において、その譲受価額と譲受の時における当該農用地の価額との差額に相当する金額について贈与を受けたものと認められるときは、同条の規定の適用に当たっては、当該譲受価額による取得があったものとする。</u></p> <p><u>(2) 農用地を著しく高い価額で譲り受けた場合において、その譲受価額と譲受の時における当該農用地の価額との差額に相当する金額の贈与をしたものと認められるときは、同条の規定の適用に当たっては、当該農用地の価額による取得があったものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(事業の判定)</u></p> <p>68 の 65 - 2 <u>連結法人の営む事業が措置法第 68 条の 65 第 1 項に規定する農業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(貸付けの用に供されているものに該当しない機械の貸与)</u></p> <p>68 の 65 - 3 <u>連結法人がその有する機械その他の減価償却資産を他に貸し付けている場合には、当該機械その他の減価償却資産について措置法第 68 条の 65 第 1 項の規定の適用はないのであるが、例えば農業用の機械を他の者に貸与した場合において、当該農業用の機械が専ら当該連結法人のためにする農畜産物の生産の用に供されているなど連結法人自らが使用しているものと同様の事情があると認められる場合には、その貸し付けている農業用の機械は、当該連結法</u></p>	<p>(新 設)</p>

人の農業の用に供したものとして取り扱う。

(農用地等の圧縮限度額の計算)

68 の 65 - 4 措置法第 68 条の 65 第 1 項に規定する農用地等が 2 以上ある場合において、同項に規定する圧縮限度額がいずれの農用地等から充てられたものとするかは、連結法人の計算によるものとする。

(注) 農用地等の取得価額が圧縮限度額を超える場合には、その超える部分に相当する金額につき当該連結事業年度後の連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)に繰越しをすることができないことに留意する。

(新 設)

二十八 第 68 条の 66 (交際費等の損金不算入) 関係

改 正 後	改 正 前
(交際費等に含まれる費用の例示)	(交際費等に含まれる費用の例示)
68 の 66(1) - 18	68 の 66(1) - 18
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)
(5)	(5)
(6)	(6)
(7)	(7)
(8)	(8)
(注)	(注)
..... <u>令第 14 条第 1 項第 6 号イ</u> <u>令第 14 条第 1 項第 8 号イ</u>

改 正 後	改 正 前
(9)	(9)
(10)	(10)
(11)	(11)

二十九 第 68 条の 68 ((土地の譲渡等がある場合の特別税率)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>68 の 68(1) - 1</p> <p>.....「第 62 条の 3 第 2 項第 1 号イ」の(1)及び(2).....</p> <p>(注)</p> <p>68 の 68(1) - 2 <u>削 除</u></p> <p>68 の 68(2) - 2 <u>削 除</u></p>	<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>68 の 68(1) - 1</p> <p>.....「第 62 条の 3 第 2 項第 1 号イ」の(1)から(3)まで.....</p> <p>(注)</p> <p><u>(措置法第 29 条の適用がある場合の譲渡利益金額の通算の特例)</u></p> <p>68 の 68(1) - 2 <u>連結法人がその使用人に譲渡した土地等のうちに措置法第 29 条第 3 項の規定の適用を受けたものがある場合において、68 の 68(2) - 2 により当該譲渡に係る経済的利益の額をその土地等の譲渡による収益の額に加算しなかったため譲渡利益金額がマイナスとなるものがあるときは、そのマイナスの金額は、68 の 68(1) - 1 にかかわらず、当該譲渡の日を含む連結事業年度における譲渡利益金額の合計額の計算上、同項の規定の適用がない土地等の譲渡に係る譲渡利益金額と通算することはできないものとする。</u></p> <p><u>(措置法第 29 条の適用がある場合の収益の額)</u></p> <p>68 の 68(2) - 2 <u>連結法人がその使用人に譲渡の時の価額に比して低い価額で土地等を譲渡した場合において、その使用人が受ける経済的利益について措置法第 29 条第 3 項の規定の適用を受けたときは、これらの規定により非課税とされる</u></p>

(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)

- 68 の 68(3) - 2
-措置法令第 39 条の 97 第 4 項第 1 号イから八まで.....
- ...
- (1)
- (2)

(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)

- 68 の 68(3) - 3
-措置法令第 39 条の 97 第 4 項第 1 号イから八まで.....
- ...
- (1)
- (2)

経済的利益の額は、68 の 68(2) - 1 にかかわらず、当該土地等の譲渡による収益の額に加算しない。

(注) 1 連結法人が勤労者財産形成促進法第 9 条の融資を受けて取得した土地等をその使用人兼務役員に対し譲渡の時の価額に比して低い価額で譲渡した場合には、68 の 68(2) - 1 の取扱いの適用があるのであるが、この場合における当該土地等の譲渡の時の価額については、勤労者財産形成促進法施行規則第 16 条の規定により計算した金額によることができる。

2 使用人及び使用人兼務役員に対し土地等を譲渡の時の価額に比して低い価額で譲渡した場合において、本文及び注書 1 の取扱いの適用がないときにおける当該土地等の譲渡の時の価額の判定については、所得税基本通達 36 - 23 及び 36 - 39 を準用することができる。

(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)

- 68 の 68(3) - 2
-措置法令第 39 条の 97 第 4 項第 1 号イから二まで.....
- ...
- (1)
- (2)

(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)

- 68 の 68(3) - 3
-措置法令第 39 条の 97 第 4 項第 1 号イから二まで.....
- ...
- (1)
- (2)

改 正 後	改 正 前
<p>(仲介行為者が 2 以上である場合の原価の額の計算)</p> <p>68 の 68(3) - 5 <u>措置法令第 39 条の 97 第 4 項第 1 号ニ</u>.....</p> <p>(代行買収により代替地が買い取られる場合の除外規定の不適用)</p> <p>68 の 68(5) - 11 <u>措置法令第 38 条の 4 第 11 項第 2 号</u>.....</p> <p>(収用対償地の買取りに係る契約方式)</p> <p>68 の 68(5) - 12 <u>措置法令第 38 条の 4 第 11 項第 2 号</u>.....</p> <p>(1) (2)</p> <p>(建築面積等の意義)</p> <p>68 の 68(5) - 15<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 7 号、第 8 号及び第 10 号</u>.....<u>同項第 9 号</u>.....<u>措置法令第 38 条の 4 第 20 項第 2 号ロ</u>.....</p> <p>(建築物を 2 以上の者が建築する場合の取扱い)</p> <p>68 の 68(5) - 16<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 10 号</u>.....<u>同項第 17 号</u>.....</p> <p>(1) <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 10 号</u>.....<u>同項第 17 号</u>..... ... (2) <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 10 号</u>.....</p>	<p>(仲介行為者が 2 以上である場合の原価の額の計算)</p> <p>68 の 68(3) - 5 <u>措置法令第 39 条の 97 第 4 項第 1 号ホ</u>.....</p> <p>(代行買収により代替地が買い取られる場合の除外規定の不適用)</p> <p>68 の 68(5) - 11 <u>措置法令第 38 条の 4 第 11 項第 3 号</u>.....</p> <p>(収用対償地の買取りに係る契約方式)</p> <p>68 の 68(5) - 12 <u>措置法令第 38 条の 4 第 11 項第 3 号</u>.....</p> <p>(1) (2)</p> <p>(建築面積等の意義)</p> <p>68 の 68(5) - 15<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 6 号、第 7 号及び第 9 号</u>.....<u>同項第 8 号</u>.....<u>措置法令第 38 条の 4 第 18 項第 2 号ロ</u>.....</p> <p>(建築物を 2 以上の者が建築する場合の取扱い)</p> <p>68 の 68(5) - 16<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 9 号</u>.....<u>同項第 16 号</u>.....</p> <p>(1) <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 9 号</u>.....<u>同項第 16 号</u>..... ... (2) <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 9 号</u>.....</p>

(3) 同項第 17 号イ.....

(一団の宅地の面積の判定)

68 の 68(5) - 17措置法第 62 条の 3 第 4 項第 12 号イ、第 14 号イ
又は第 15 号イ.....

(1)

(2)

(3)

(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)

68 の 68(5) - 18措置法第 62 条の 3 第 4 項第 12 号、第 13 号及び
第 14 号.....同項第 12 号ロ.....

(宅地の造成の意義)

68 の 68(5) - 19措置法第 62 条の 3 第 4 項第 12 号.....

(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)

68 の 68(5) - 20措置法第 62 条の 3 第 4 項第 14 号又は第 15 号...

.....

(注)

.....同項第 14 号.....

(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)

68 の 68(5) - 21措置法規則第 21 条の 19 第 2 項第 12 号又は第 15
号.....措置法第 62 条の 3 第 4 項第 12 号又は第 15 号.....

(3) 同項第 16 号イ.....

(一団の宅地の面積の判定)

68 の 68(5) - 17措置法第 62 条の 3 第 4 項第 11 号イ、第 13 号イ
又は第 14 号イ.....

(1)

(2)

(3)

(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)

68 の 68(5) - 18措置法第 62 条の 3 第 4 項第 11 号、第 12 号及び
第 13 号.....同項第 11 号ロ.....

(宅地の造成の意義)

68 の 68(5) - 19措置法第 62 条の 3 第 4 項第 11 号.....

(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)

68 の 68(5) - 20措置法第 62 条の 3 第 4 項第 13 号又は第 14 号...

.....

(注)

.....同項第 13 号.....

(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)

68 の 68(5) - 21措置法規則第 21 条の 19 第 2 項第 11 号又は第 14
号.....措置法第 62 条の 3 第 4 項第 11 号又は第 14 号.....

改 正 後	改 正 前
(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)	(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)
68 の 68(5) - 22	68 の 68(5) - 22
(1)	(1)
(2) <u>同項第 10 号</u>	(2) <u>同項第 9 号</u>
(3) <u>同項第 12 号、第 14 号又は第 15 号</u>	(3) <u>同項第 11 号、第 13 号又は第 14 号</u>
(4) <u>同項第 16 号</u>	(4) <u>同項第 15 号</u>
(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)	(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)
68 の 68(5) - 23 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 16 号又は第 17 号</u> ...	68 の 68(5) - 23 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 15 号又は第 16 号</u> ...
..... <u>同項第 16 号本文かっこ書</u> <u>同項第 15 号本文かっこ書</u>
(注) <u>同項第 10 号</u>	(注) <u>同項第 9 号</u>
(中高層の耐火共同住宅の住居の用途に供する独立部分及び床面積の判定)	(中高層の耐火共同住宅の住居の用途に供する独立部分及び床面積の判定)
68 の 68(5) - 24 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 16 号口</u>	68 の 68(5) - 24 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 15 号口</u>
...	...
(床面積の 4 分の 3 以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)	(床面積の 4 分の 3 以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)
68 の 68(5) - 25 <u>措置法令第 38 条の 4 第 29 項第 3 号</u>	68 の 68(5) - 25 <u>措置法令第 38 条の 4 第 27 項第 3 号</u>
...	...
(優良住宅の認定を受けた併用住宅の敷地)	(優良住宅の認定を受けた併用住宅の敷地)
68 の 68(5) - 26 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 16 号二</u>	68 の 68(5) - 26 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 15 号二</u>
...	...

(土地等の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)
68の68(5)-27措置法第62条の3第4項第16号.....

(換地処分後の土地等の譲渡)
68の68(5)-28
.....措置法第62条の3第4項第17号.....

(一の住宅の意義等)
68の68(5)-29措置法令第38条の4第31項.....
.....
(注)
.....措置法第62条の3第4項第17号.....

(併用住宅の場合)
68の68(5)-30
.....措置法第62条の3第4項第17号.....
(注)
.....措置法令第38条の4第31項.....

(床面積の意義)
68の68(5)-31措置法第62条の3第4項第16号口、措置法令第38条の4第29項第3号、同項第4号、同条第31項第1号.....措置法規則第21条の19第2項第17号.....

(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)

(土地等の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)
68の68(5)-27措置法第62条の3第4項第15号.....

(換地処分後の土地等の譲渡)
68の68(5)-28
.....措置法第62条の3第4項第16号.....

(一の住宅の意義等)
68の68(5)-29措置法令第38条の4第29項.....
.....
(注)
.....措置法第62条の3第4項第16号.....

(併用住宅の場合)
68の68(5)-30
.....措置法第62条の3第4項第16号.....
(注)
.....措置法令第38条の4第29項.....

(床面積の意義)
68の68(5)-31措置法第62条の3第4項第15号口、措置法令第38条の4第27項第3号、同項第4号、同条第29項第1号.....措置法規則第21条の19第2項第16号.....

(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 68(5) - 34</p> <p>.....<u>同条第 4 項第 12 号から第 17 号まで</u>.....<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 12 号から第 17 号まで</u>.....<u>措置法規則第 21 条の 19 第 2 項第 12 号から第 17 号まで</u>.....</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>68 の 68(6) - 6</p> <p>.....<u>措置法令第 38 条の 4 第 37 項第 1 号</u>.....</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>68 の 68(6) - 7</p> <p>.....<u>措置法令第 38 条の 4 第 37 項第 1 号及び第 2 号</u>.....</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>68 の 68(6) - 8</p> <p>.....<u>措置法令第 38 条の 4 第 37 項第 1 号及び第 2 号</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>68 の 68(6) - 10<u>措置法令第 38 条の 4 第 33 項又は第 34 項</u>.....</p> <p>.....<u>同条第 32 項</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 12 号から第 17 号まで</u>.....</p> <p>.....</p>	<p>68 の 68(5) - 34</p> <p>.....<u>同条第 4 項第 11 号から第 16 号まで</u>.....<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 11 号から第 16 号まで</u>.....<u>措置法規則第 21 条の 19 第 2 項第 11 号から第 16 号まで</u>.....</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>68 の 68(6) - 6</p> <p>.....<u>措置法令第 38 条の 4 第 35 項第 1 号</u>.....</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>68 の 68(6) - 7</p> <p>.....<u>措置法令第 38 条の 4 第 35 項第 1 号及び第 2 号</u>.....</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>68 の 68(6) - 8</p> <p>.....<u>措置法令第 38 条の 4 第 35 項第 1 号及び第 2 号</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>68 の 68(6) - 10<u>措置法令第 38 条の 4 第 31 項又は第 32 項</u>.....</p> <p>.....<u>同条第 30 項</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 11 号から第 16 号まで</u>.....</p> <p>.....</p>

<p>(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)</p> <p>68 の 68(6) - 11</p> <p>.....措置法 62 条の 3 第 4 項第 12 号から第 17 号まで.....</p>	<p>(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)</p> <p>68 の 68(6) - 11</p> <p>.....措置法 62 条の 3 第 4 項第 11 号から第 16 号まで.....</p>
--	--

三十 第 68 条の 69 ((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>68 の 69(1) - 1</p> <p>.....措置法第 62 条の 3 第 2 項第 1 号イ(1)及び(2).....</p> <p>(注)</p> <p>68 の 69(1) - 2 <u>削 除</u></p>	<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>68 の 69(1) - 1</p> <p>.....措置法第 62 条の 3 第 2 項第 1 号イ(1)から(3)まで.....</p> <p>...</p> <p>(注)</p> <p><u>(措置法第 29 条の適用がある場合の譲渡利益金額の通算の特例)</u></p> <p>68 の 69(1) - 2 <u>連結法人がその使用人に譲渡した土地等のうちに措置法第 29 条第 3 項の規定の適用を受けたものがある場合において、68 の 69(2) - 2 により当該譲渡に係る経済的利益の額をその土地等の譲渡による収益の額に加算しなかったため譲渡利益金額がマイナスとなるものがあるときは、そのマイナスの金額は、68 の 69(1) - 1 にかかわらず、当該譲渡の日を含む連結事業年度における譲渡利益金額の合計額の計算上、同項の規定の適用がない短期所有土地等 (措置法第 68 条の 69 第 2 項第 1 号の規定の適用を受ける土地等の譲渡に係る土地等をいう。以下同じ。) に係る土地等の譲渡に係る譲渡利益金額と通算することはできないものとする。</u></p> <p><u>(措置法第 29 条の適用がある場合の収益の額)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 69(2) - 2 <u>削 除</u></p>	<p>68 の 69(2) - 2 <u>連結法人がその使用人に譲渡の時の価額に比して低い価額で土地等を譲渡した場合において、その使用人が受ける経済的利益について措置法第 29 条第 3 項の規定の適用を受けたときは、これらの規定により非課税とされる経済的利益の額は、68 の 69(2) - 1 にかかわらず、当該土地等の譲渡による収益の額に加算しない。</u></p> <p><u>(注) 1 連結法人が勤労者財産形成促進法第 9 条の融資を受けて取得した土地等をその使用人兼務役員に対し譲渡の時の価額に比して低い価額で譲渡した場合には、68 の 69(2) - 1 の取扱いの適用があるのであるが、この場合における当該土地等の譲渡の時の価額については、勤労者財産形成促進法施行規則第 16 条の規定により計算した金額によることができる。</u></p> <p><u>2 使用人及び使用人兼務役員に対し土地等を譲渡の時の価額に比して低い価額で譲渡した場合において、本文及び注書 1 の取扱いの適用がないときにおける当該土地等の譲渡の時の価額の判定については、所得税基本通達 36 - 23 及び 36 - 39 を準用することができる。</u></p> <p><u>3 公募要件に該当するかどうかについては 68 の 69(5) - 11 を参照する。</u></p>
<p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>68 の 69(3) - 2</p> <p>.....<u>措置法令第 39 条の 97 第 4 項第 1 号イから八まで</u>.....</p> <p>...</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>68 の 69(3) - 2</p> <p>.....<u>措置法令第 39 条の 97 第 4 項第 1 号イから二まで</u>.....</p> <p>...</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>
<p>(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>68 の 69(3) - 3</p>	<p>(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>68 の 69(3) - 3</p>

.....措置法令第 39 条の 97 第 4 項第 1 号イから八まで.....

...

(1)

(2)

(仲介行為者が 2 以上である場合の原価の額の計算)

68 の 69(3) - 5

.....措置法令第 39 条の 97 第 4 項第 1 号ニ.....

(公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式)

68 の 69(5) - 14

付表

課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に
該当する事実を証する明細書の記載の仕方

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

.....措置法令第 39 条の 97 第 4 項第 1 号イから二まで.....

...

(1)

(2)

(仲介行為者が 2 以上である場合の原価の額の計算)

68 の 69(3) - 5

.....措置法令第 39 条の 97 第 4 項第 1 号ホ.....

(公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式)

68 の 69(5) - 14

付表

課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に
該当する事実を証する明細書の記載の仕方

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

改 正 後	改 正 前
13	13
14	14
<p>15 「措置法令第 39 条の 98 第 23 項に該当する土地の譲渡等の場合 15」には、その土地の譲渡等が<u>措置法令第 39 条の 98 第 23 項(公募要件に該当する土地の譲渡等)</u> 又は平成 19 年改正前の措置法令第 39 条の 98 第 23 項(公募要件に該当する土地の譲渡等) 各号(同項第 2 号の規定に基づく平成 19 年改正前の措置法規則(以下「平成 19 年旧措置法規則」といいます。)第 22 条の 63 第 2 項に係る同規則第 22 条第 3 項各号の規定を含みます。)のいずれかに該当する場合は、その該当する条項を、例えば「措置法令第 39 条の 98 第 23 項該当」、「平成 19 年改正前の措置法令第 39 条の 98 第 23 項第 1 号該当」のように記載します。この場合、「備考」欄には、その土地等の譲渡対象者を決定した方法を例えば「全組合員のうちから募集して抽選により決定」のように記載し、<u>その土地の譲渡等が平成 19 年旧措置法規則第 22 条の 63 第 3 項に係る平成 19 年旧措置法規則第 22 条第 3 項第 3 号に該当するときは、その土地の譲渡等が同項第 1 号又は第 2 号に類する理由を記載してください。</u></p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>68 の 69(6) - 6</p> <p>.....<u>措置法令第 38 条の 4 第 37 項第 1 号</u>.....</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>68 の 69(6) - 7</p> <p>.....<u>措置法令第 38 条の 4 第 37 項第 1 号及び第 2 号</u>.....</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p>	<p>15 「措置法令第 39 条の 98 第 23 項に該当する土地の譲渡等の場合 15」には、その土地の譲渡等が<u>措置法令第 39 条の 98 第 23 項(公募要件に該当する土地の譲渡等)</u> 各号(同項第 2 号の規定に基づく措置法規則第 22 条の 63 第 2 項に係る同規則第 22 条第 3 項各号の規定を含みます。)のいずれかに該当する場合は、その該当する条項を、例えば「措置法令第 39 条の 98 第 23 項第 1 号該当」のように記載します。この場合、「備考」欄には、その土地等の譲渡対象者を決定した方法を例えば「全組合員のうちから募集して抽選により決定」のように記載し、<u>その土地の譲渡等が措置法規則第 22 条の 63 第 3 項に係る措置法規則第 22 条第 3 項第 3 号に該当するときは、その土地の譲渡等が同項第 1 号又は第 2 号に類する理由を記載してください。</u></p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>68 の 69(6) - 6</p> <p>.....<u>措置法令第 38 条の 4 第 35 項第 1 号</u>.....</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>68 の 69(6) - 7</p> <p>.....<u>措置法令第 38 条の 4 第 35 項第 1 号及び第 2 号</u>.....</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p>

68 の 69(6) - 8	68 の 69(6) - 8
..... <u>措置法令第 38 条の 4 第 37 項第 1 号及び第 2 号</u> <u>措置法令第 38 条の 4 第 35 項第 1 号及び第 2 号</u>
(注)	(注)

三十一 第 68 条の 76 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)	(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)
68 の 76 - 2	68 の 76 - 2
..... <u>第 65 条の 4 第 1 項第 1 号又は第 25 号</u> <u>第 65 条の 4 第 1 項第 1 号又は第 24 号</u>

三十二 第 68 条の 78 ~ 第 68 条の 80 ((特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
(所有期間が 10 年を超える土地等についての買換えの適用)	(所有期間が 10 年を超える土地等についての買換えの適用)
68 の 78(1) - 22	68 の 78(1) - 22
<u>同表の第 17 号の上欄</u>	<u>同表の第 16 号の上欄</u>
(注)	(注)
(船舶の範囲)	(船舶の範囲)
68 の 78(1) - 31 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 19 号</u>	68 の 78(1) - 31 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 18 号</u>
(日本船舶の意義)	(日本船舶の意義)
68 の 78(1) - 32 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 19 号の下欄</u>	68 の 78(1) - 32 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 18 号の下欄</u>

改 正 後	改 正 前
(買換取得資産等の取得の日)	(買換取得資産等の取得の日)
68の78(1)-38 <u>措置法第68条の78第1項の表の第1号又は第17号の上欄</u>	68の78(1)-38 <u>措置法第68条の78第1項の表の第1号又は第16号の上欄</u>
(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)	(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)
68の78(1)-39 <u>措置法第68条の78第1項の表の第1号又は第17号</u> (1) (2)	68の78(1)-39 <u>措置法第68条の78第1項の表の第1号又は第16号</u> (1) (2)
(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)	(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)
68の78(1)-40 <u>措置法第68条の78第1項の表の第1号又は第17号</u> (1) <u>同項の表の第1号又は第17号の上欄</u> (2)	68の78(1)-40 <u>措置法第68条の78第1項の表の第1号又は第16号</u> (1) <u>同項の表の第1号又は第16号の上欄</u> (2)
(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)	(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)
68の78(1)-41 <u>措置法第68条の78第1項の表の第1号又は第17号の上欄</u>	68の78(1)-41 <u>措置法第68条の78第1項の表の第1号又は第16号の上欄</u>
(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)	(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)

68 の 78(3) - 2
.....措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号から第 17 号まで.....
.....
.....

(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)

68 の 78(3) - 12
.....第 68 条の 23、第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27.....
.....
(1)
(2)
(注) 1
2

(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)

68 の 78(3) - 13
.....第 68 条の 23、第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27.....
.....

(取得をする見込みである資産に係る書類)

68 の 78(4) - 8
付表
特定資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた
場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方
1
2

68 の 78(3) - 2
.....措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号から第 16 号まで.....
.....
.....

(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)

68 の 78(3) - 12
.....第 68 条の 23 から第 68 条の 27 まで.....
.....
(1)
(2)
(注) 1
2

(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)

68 の 78(3) - 13
.....第 68 条の 23 から第 68 条の 27 まで.....
.....

(取得をする見込みである資産に係る書類)

68 の 78(4) - 8
付表
特定資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた
場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方
1
2

改 正 後	改 正 前
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
(1) <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 19 号の下欄</u>	(1) <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 18 号の下欄</u>
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)
9	9

三十三 第 68 条の 88 (連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
第 11 章 <u>連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等</u>	第 11 章 <u>連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例</u>

三十四 第 68 条の 93 の 6 ~ 第 68 条の 93 の 9 (特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
第 68 条の 93 の 6 ~ 第 68 条の 93 の 9 (特殊関係株主等である連結法人に係る特 定外国法人に係る所得の課税の特例) 関係	(新 設)
(特殊関係株主等である連結法人の特定外国法人に係る所得の課税の特例)	(新 設)
68 の 93 の 6 - 1 <u>特定外国法人に係る措置法第 68 条の 93 の 6 から第 68 条の 93</u>	

の9までの規定の適用については、特定外国子会社等に係る68の90-1から68の90-24までの取扱い(68の90-12及び68の90-23の取扱いを除く。)
に準じて取り扱う。

三十五 第68条の109 ((経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用)) 関係

改 正 後	改 正 前
(中小企業者等に該当する旨の書類の書式)	(中小企業者等に該当する旨の書類の書式)
68の109-3	68の109-3
(1)	(1)
(2)	(2)

改 正 後

経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書（措法68の109）		連 結 事 業 年 度	連 結 親 法 人 名
連結親法人の経営革新計画の承認年月日	1	平	
連結親法人の経営革新のための事業の内容	2		
当期末における連結親法人の事業の状況	3		
添付書類 イ 行政庁が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する承認（同法第10条第1項の承認を含む。）をした旨を証する書類 ロ 該当する承認経営革新計画の計画書の写し			

改 正 前

経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者等に対する特定同族会社等の特別税率の不適用制度に関する明細書		連 結 事 業 年 度	連 結 親 法 人 名
適用該当号の区分	1	措置法第68条の109第1項該当 旧措置法第68条の109第1項第()号該当	
一 項 (旧 一 項 二 号) 該 当	2	平	
二 項 (該 当)	3		
三 項 (該 当)	4		
設 立 の 日	5	平成 . . . (旧措置法第39条の128第1項()号)	
連 結 親 法 人 の 中 小 企 業 者 の 判 定	6	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第11項第()号該当	
連 結 親 法 人 の 主 たる 事 業	7	業	
連 結 親 法 人 の 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	8	円	
連 結 親 法 人 が 常 時 使 用 する 従 業 員 の 数	9	△	
添 付 書 類		イ 行政庁が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する承認（同法第10条第1項の承認を含む。）をした旨を証する書類 ロ 該当する承認経営革新計画の計画書の写し	
旧 措 置 法 第 6 8 条 の 1 0 9 第 1 項 第 1 号		登記事項証明書若しくは登記簿謄本又はそれらの写し	

記 載 の 仕 方

1 この明細書は、措置法第 68 条の 109 第 1 項(経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用)の規定の適用を受ける場合に連結確定申告書に添付することとされている措置法規則第 22 条の 80 に定める書類に代えて添付する場合に記載します。

2 「連結親法人の経営革新計画の承認年月日 1」には、連結親法人が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(以下「中小企業新事業活動促進法」といいます。)第 9 条第 1 項に規定する経営革新計画について行政庁の承認を受けた年月日を記載します。

3 「連結親法人の経営革新のための事業の内容 2」には、中小企業新事業活動促進法第 10 条第 2 項に規定する承認経営革新計画に従って実施している同項の経営革新のための事業の内容を簡記します。

4 「当期末における連結親法人の事業の状況 3」には、当期末における連結親法人の 3 の事業の実施状況を記載します。

記 載 の 仕 方

1 この明細書は、措置法第 68 条の 109 第 1 項(経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用)又は平成 18 年改正前の措置法(以下「旧措置法」といいます。)第 68 条の 109 第 1 項(連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用)の規定の適用を受ける場合に連結確定申告書に添付することとされている措置法規則第 22 条の 80 各号又は平成 18 年改正前の措置法規則第 22 条の 80 第 1 号又は第 2 号に定める書類に代えて添付する場合に記載します。

なお、旧措置法第 68 条の 109 第 2 項に規定する連結親法人が平成 18 年 4 月 1 日以後終了する連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合には、法人税申告書別表三の二の「30」から「33」までの各欄に記載の上、連結確定申告書に添付してください。

2 「適用該当号の区分 1」には、措置法第 68 条の 109 第 1 項又は旧措置法第 68 条の 109 第 1 項各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を で囲み、() 内に該当項号を記載します。

3 「一項(旧一項二号)該当」の各欄は、次により記載します。

(1) 「連結親法人の経営革新計画の承認年月日 2」には、連結親法人が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(以下「中小企業新事業活動促進法」といいます。)第 9 条第 1 項に規定する経営革新計画について行政庁の承認を受けた年月日を記載します。

(2) 「連結親法人の経営革新のための事業の内容 3」には、中小企業新事業活動促進法第 10 条第 2 項に規定する承認経営革新計画に従って実施している同項の経営革新のための事業の内容を簡記します。

(3) 「当期末における連結親法人の事業の状況 4」には、当期末における連結親法人の(2)の事業の実施状況を記載します。

4 「旧一項一号該当」の各欄は、次により記載します。

(1) 「設立の日 5」には、連結親法人又はその連結親法人による連結完全

改 正 後	改 正 前
	<p><u>支配関係にある連結子法人の設立の日のうち最も早い日を記載するとともに、当該連結親法人又はその連結子法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書）若しくは登記簿謄本又はそれらの写しを添付します。</u></p> <p><u>この場合において、平成 18 年改正前の措置法施行令第 39 条の 128 第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、（ ）内にその該当号及び当該各号に定める日に該当する年月日を記載するとともに、当該各号に定める連結親法人、他の同族会社、被合併法人又は分割法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書）若しくは登記簿謄本又はそれらの写しを添付します。</u></p> <p>(2) 「<u>連結親法人の中小企業者の判定 6</u>」の（ ）内には、<u>連結親法人が中小企業新事業活動促進法第 2 条第 1 項各号に定める中小企業者のうちいずれに該当するかに応じ、その該当号を記載します。</u></p> <p>(3) 「<u>連結親法人の主たる事業 7</u>」から「<u>連結親法人が常時使用する従業員の数 9</u>」までは、<u>連結事業年度終了の時の現況により記載します。</u></p> <p>(注) <u>平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 4 月 12 日までの間に開始し、かつ、平成 18 年 4 月 1 日以後に終了する連結事業年度である場合において、平成 17 年改正前の措置法第 68 条の 109 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける場合には、この明細書は使用せず、「連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書（平 17. 4. 1 以後終了連結事業年度分）」を御使用ください。</u></p>

三十六 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>（経過的取扱い）…改正前の措置法等の適用がある場合）</u></p> <p><u>改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 6 号）、租税</u></p>	<p>（新 設）</p>

特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 92 号）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 19 年省令第 19 号、第 34 号）による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則（改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達（連結納税編）の取扱いの例による。

（経過的取扱い）…平成 19 年 4 月 1 日前の新增設計画に係る生産等設備の一部を同日以後に取得した場合等の特定地域における工業用機械等の特別償却）

（新 設）

措置法第 68 条の 27 に係る措置法第 45 条第 1 項の表の第 1 号の第 1 欄に掲げる地区内において一の事業計画により新設又は増設される生産等設備でそれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 2,000 万円を超え 2,500 万円以下である場合において、連結法人が当該減価償却資産の一部を平成 19 年 4 月 1 日前に取得等をし、残余を同日以後に取得等をしているときは、同日以後に取得等をした減価償却資産の取得価額の合計額が 2,000 万円を超えるかどうかを問わず、その同日以後に取得等をした減価償却資産については、改正法令による改正後の措置法第 68 条の 27 の規定の適用があることに留意する。この場合において、平成 19 年 4 月 1 日前に取得等をした減価償却資産については同条の規定の適用がないことに留意する。